

【ABC 消費者情報 Vol. 121】

◎不用品の訪問買取にご注意！

－貴金属の強引な買い取りが発生しています－

「買取業者から古い衣類等の不用品を買取ると電話があり、訪問に応じたら、売るつもりがなかったアクセサリ等の貴金属を強引に買い取られた。」との相談が寄せられています。

■アドバイス

○突然、訪問してきた買取業者は、家に入れないようにしましょう。

○「不用品の買い取りをしている」と電話がきても、必要なければ毅然と断りましょう。貴金属を目的とした買取業者は、強引に居座ることもあります。

○売るつもりのない貴金属は見せないようにしましょう。買い取りを迫られても、きっぱり断りましょう。

○貴金属の訪問買取も、クーリング・オフができます。

○クーリング・オフ期間内（8日間）は、買取業者への物品の引き渡しを拒んで手元に置いておくことができます。

○困ったときは、消費生活センターに相談しましょう。

■鹿児島市消費生活センター

Tel:099-252-1919

■警察総合相談電話

Tel: #9110

■消費者ホットライン

Tel:188

■バックナンバーはこちら

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/syouhi/kurashi/shohisekatsu/ko/abc/backnumber.html>

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31
電話 099-258-3611